

特別支援教育科目の修得のみにより特別支援教育領域を追加する場合
(免許法第5条の2第3項、免許法施行規則第7条第3項)

特別支援学校教諭2種免許状(領域追加)の所要資格

1 必要とする免許状

兵庫県教育委員会が発行した盲・聾・養護学校教諭免許状又は特別支援学校教諭免許状のうち、いずれかの2種免許状

2 必要単位数

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	特別支援教育領域 [中心となる領域]	最低修得単位数	
第2欄 特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者	1以上	4
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者	1以上	4
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者	1以上	2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者	1以上	2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者	1以上	2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上		

3 単位修得機関

追加しようとする領域について認定課程のある大学の学部学科(文部科学省から認定を受けた課程)で単位を修得してください。

免許法認定講習、免許法認定公開講座及び免許法認定通信教育における修得単位は使用できません。

特別支援学校教諭1種免許状(領域追加)の所要資格

1 必要とする免許状

兵庫県教育委員会が発行した盲・聾・養護学校教諭免許状又は特別支援学校教諭免許状のうち、いずれかの1種免許状

2 (1) 必要単位数(追加する特別支援教育領域の2種免許状(所要資格も含む。))が**ない**場合

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	特別支援教育領域 [中心となる領域]	最低修得単位数	
第2欄 特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者	1以上	8
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者	1以上	8
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者	1以上	4
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者	1以上	4
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者	1以上	4	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上		

2 (2) 必要単位数(追加する特別支援教育領域の2種免許状(所要資格も含む。))が**ある**場合

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	特別支援教育領域 [中心となる領域]	最低修得単位数	
第2欄 特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者	0以上	4
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者	0以上	4
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者	0以上	2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者	0以上	2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者	0以上	2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上		

3 単位修得機関

追加しようとする領域について認定課程のある大学の学部学科(文部科学省から認定を受けた課程)で単位を修得してください。

免許法認定講習、免許法認定公開講座及び免許法認定通信教育における修得単位は使用できません。